平成２９年（再イ）第７号
栃木県芳賀郡益子町大字上大羽2279番地７
再生債務者　飯村　　信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月14日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２９年（再イ）第５３号
埼玉県戸田市下前１丁目13番13―904号
再生債務者　長谷川恒夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１１３号
千葉県野田市尾崎1110番地の３
再生債務者　岩田　竜介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月14日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（再イ）第４号
富山県魚津市並木町13番15号
再生債務者　早崎　高弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月14日　富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（再イ）第２１号
長野県上田市真田町本原2000番地51
再生債務者　翠川みす枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日　長野地方裁判所上田支部

平成２９年（再イ）第２２５号
愛知県小牧市応時３丁目107番地　メゾンドオーブⅠ203号
再生債務者　橋本　栄児
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３４７号
名古屋市天白区大坪１丁目602番地の１　サンフレッチェ15　40Ｂ
再生債務者　千葉　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３６号
三重県亀山市みずきが丘48番地12
再生債務者　前田　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日　　津地方裁判所再生係

平成２９年（再イ）第３号
岡山県津山市小原156番地２
再生債務者　船曳　勇哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日　岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（再イ）第２０号
福島市飯坂町字東桜瀬４番地の42
再生債務者　大宮　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日　　福島地方裁判所

平成２９年（再イ）第１０７号
千葉県柏市松ケ崎565番地６
再生債務者　山下　英雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（再イ）第７０号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷4228番地の７
再生債務者　織田　初子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２９年（再イ）第４１号
富山市八日町170番地１　プティ　ソレイユ201号
再生債務者　クリーン雅美こと　近藤恵梨子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日　　富山地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第１３号
富山県射水市中太閤山17丁目１番地30
再生債務者　鍋嶋　康弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日　富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（再イ）第６８号
愛知県刈谷市西境町古井13番地１　市営西境住宅２―56号
再生債務者　足立　昇吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２９年（再イ）第２５号
三重県津市渋見町327番地９
再生債務者　森岡　　豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日　　津地方裁判所再生係

基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分に関する公告

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第58号

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第８条第３項及び第９条の２第２項の規定に基づき国立研究開発法人産業技術総合研究所が個々に定める基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分を定めたので公告する。なお、平成22年７月15日独立行政法人産業技術総合研究所公告第21号（指定製造事業者の指定等に関する省令第８条第４項の規定に基づき独立行政法人産業技術総合研究所が個々に定める基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分）は、平成30年３月29日限り廃止したので公告する。

平成 30 年３月 30 日　　国立研究開発法人産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

備考　内容は、当研究所計量標準総合センターホームページ（https://www.nmij.jp/）において閲覧に供する。また、当研究所計量標準普及センター標準供給保証室（茨城県つくば市梅園１－１－１中央第３）においても閲覧に供する。